

平成 21 年第 1 回臨時会

# 与論町議会会議録

平成 21 年 2 月 20 日

与 論 町 議 会

平成 21 年第 1 回与論町議会臨時会

第 1 日  
平成 21 年 2 月 20 日

## 平成21年第1回与論町議会臨時会会議録

平成21年2月20日（金）午後3時48分開会

### 1 議事日程（第1号）

開議の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 国民宿舎海中公園センター（ヨロン）設置及び管理に関する  
条例を廃止する条例

第4 議案第2号 平成20年度一般会計補正予算（第6号）

第5 議案第3号 業務委託変更契約について（与論町地域インターネット基盤  
施設整備事業）

### 2 出席議員（12人）

1番	川 村 武 俊 君	2番	林 隆 寿 君
3番	供 利 泰 伸 君	4番	福 地 元一郎 君
5番	喜 山 康 三 君	6番	本 畑 敏 雄 君
7番	坂 元 克 英 君	8番	喜 村 政 吉 君
9番	野 口 靖 夫 君	10番	麓 才 良 君
11番	大 田 英 勝 君	12番	町 田 末 吉 君

### 3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

### 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため議場に出席した者の職氏名（5人）

町 長	南 政 吾 君	総務企画課長	元 井 勝 彦 君
産業振興課長	池 田 一 郎 君	商工観光課長	久 留 満 博 君
建設課長	高 田 豊 繁 君		

### 5 職務のため出席した事務局職員（2人）

事 務 局 長	川 畑 義 谷 君	書 記	林 孝 徳 君
---------	-----------	-----	---------

開会 午後3時48分

○

○議長（町田末吉君） ただいまから、平成21年第1回与論町議会臨時会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

○

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（町田末吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、5番 喜山 康三君、10番 麓 才良君を指名します。

○

### 日程第2 会期の決定

○議長（町田末吉君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日と決定しました。

○

### 日程第3 議案第1号 国民宿舎海中公園センター（ヨロン）設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（町田末吉君） 日程第3、議案第1号 国民宿舎海中公園センター（ヨロン）設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） よろしくお願ひします。議案第1号 国民宿舎海中公園センター（ヨロン）設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。本条例は、昭和47年度奄美群島振興事業を導入し、住民の福祉増進を図り、もって保健休養及び教化に資するとともに、本町の観光振興に寄与することを目的に地方自治法第244条の2の規定に基づき、昭和50年に設置しましたが、一般の宿泊施設の充実及びその後の観光の長期的低迷により昭和60年9月の休業届け以降閉鎖状態にありました。その後、各種観光関連イベント用資材保管場所として活用してまいりましたが、施設の極度の老朽化に伴い維持管理が困難であり、安全管理・景観保持の両面からも好ましい状態にないため、廃止条例を提案するものです。御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。  
これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。  
お諮りします。議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付

託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 国民宿舎海中公園センター（ヨロン）設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 国民宿舎海中公園センター（ヨロン）設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

#### 日程第4 議案第2号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第6号）

○議長（町田末吉君） 日程第4、議案第2号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、趣提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第2号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げます。補正予算の歳入につきましては、国第2次補正予算における国庫支出金（地域活性化・生活対策臨時交付金）1億2,267万4,000円と地方交付税1,591万6,000円が増額となっております。次に歳出につきましては、緊急地域活性化対策事業として、総務費の総務管理費1,800万円、農林水産業費の水産業費700万円、耕地費3,969万円、商工費の3,500万円、土木費の町道改良費3,890万円が増額となっており、歳入歳出予算にそれぞれ1億3,859万円を追加し、予算総額43億8,172万4,000円となっております。御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（龍 才良君） この地域活性化生活対策臨時交付金の使い道について、町内各地域の道路の改修工事等に配りをされているようですが、このような予算の配分については何か意図があってこのような配分のされ方をされているんですか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） この件については各課のですね、課長さんを中心として事業を全部挙げていただいて、その中から急を要するものを皆で選択して話し合いで決めてございます。

○議長（町田末吉君） 10番。

○10番（麓 才良君） この1億2,000万余りの予算を、例えば集中して使う方法もあるでしょうし、このように分散配分をして町内各地域に、また各業者に充てるような配慮もあるかと思いますが、そのような配慮がなされているのかどうかお伺いいたします。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今回の事業についてですね、使用目的の範囲があるわけでありまして、その対象になる事業についてですね、できるだけたくさんの業者に行き渡るような考え方で計画をしてございます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 8ページの業務委託料、旧町立診療所改修工事設計となっていますが、これはどのような形で何をするための改修工事なんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） お答えします。旧診療所につきましては鹿児島大学と協定を結びまして、今鹿児島大学の活性化センターとして使っていただいております。ただ、非常にですね、中の状態が良くなくて、非常にですね、心苦しい思いをしていましたけれども、今回この交付金で向こうの研究室とか、あるいはまたその宿泊の部屋とかそういうものを改修していこうということです。それと、後ろの方に医師住宅棟がございますが、向こうも併せて改修することによりまして、鹿大の先生方が臨時に宿泊するときに使ってもらうとか、あるいはまた空いてるときにはまた本町にIターンでみえる方へ臨時に短期の体験宿泊等にも使えるんじゃないかということで、この診療所とそれから旧医師住宅の2棟について改修するということで進めていきたいと思っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先ほど麓議員からも質問がありましたけど、どこをどうして緊急性があるかということと、この不景気の中でできるだけ町民の懐を広く豊かにするための方策をもっと工夫ができなかったかと、建築と土木関係に非常に偏重してのような感じがしないでもないわけで。瀬戸内町では今回また、いわゆる商品券と抱き合させて、5,000万をこれから繰り出して、町が1,000万出して6,000万で、いわゆる今回、国で審議されていますけど、あれに合わせて1万4,400円、2,400円ぐらいのお金をその方々に配布して、商工業者の浮揚も図りたいということで、全国何自治体かでもされてはいますけど、できればこの辺も考慮を欲しかったなというのが実際の気持ちでありますて、その辺町長もし良ければ一言。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かにおっしゃるとおりでありますて、その点ですね、私どももできればそうしたいところもあったわけですけども、問題は交付金の内容がですね、いわゆる基本的に公共事業を通してという形になっておりまして制限されているものですから、例えば物品購入はいいんですけど、それ以外の補助金とかには全く使えないということになっておりましてですね、交付金の用途が決まっているということで、その範囲内でできるだけ行き渡るような方法ということをやってございます。以上で

す。

○議長（町田末吉君） 5番。

○3番（喜山康三君） 私もちょっと電話で瀬戸内町には確認しただけなんんですけど、緊急事業の中からということですね、お金は使ってるということをお聞きしていたので、与論町がどういうことか分かりませんけど、一応そういう話があったもので御検討の余地も是非お願いしたかったというのがあります。それと、旧町立診療所の改修工事の問題なんんですけど、旧町立診療所が出来上がってから何年ぐらい経過してるんですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 34年ぐらいだというふうに今記憶してますけど。ちょっと今、資料がありませんので。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） コンクリートの構築物は基本的に法廷的には50年の耐用年数ということをお聞きしているんですけど、あと10年足らずの中にまたこれだけ投資して、今までの分でもかなり設備でも投資もしております。ちなみに那間小学校の耐震検査においてでもですね、本来は50年は來るような建物で耐震検査もする必要はない、もういらないで建て替えにも入ってもいいべきものを、わざわざ耐震検査なんかしてることなんかも非常に予算の無駄遣いじゃないかということも非常に気になつたので一応一言申し上げておきます。この診療所の件とですね、海中公園センターの工事費がありますけど、もう少し別の形の業界の方々にも行き渡るような形でしていただければ良かったと思いますので、一言添えておきます。以上です。

○議長（町田末吉君） 7番。

○7番（坂元克英君） 1億2,000万の交付金がおりまして、大変素晴らしい有り難いことだと思っております。私も昨年経済対策でいろいろお聞きしようかと思って一般質問も出しておきましたけども、都合があってその時は一般質問をしていませんけども、その用紙の中には経済対策でとにかく公共事業、この予算をもう少し取り入れて経済を浮揚できないかということをお聞きしようとしてまいりましたけども、ここに来てこのような素晴らしいたくさんの公共業者に対する金額をいただいて大変有り難く思うわけであります。どうか一つ、やっぱり何といっても島はやっぱり公共事業がなくては一つの経済浮揚もまた、私はならないんじやないかとこう思いますが、どうかその点を一つ有り難く受け止めております。したがって、ここに産業振興課長あるいは建設課長二人にお聞きしたいと思いますが、この予算を一応いただきましたけれども、何月頃までに発注をし、造るような計画をお持ちなのか、それをお聞かせいただけませんでしょうか。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） 1日でも早くやりたいと思ってるわけですが、実はですね、2次補正が通って初めてこれが出てくるということで、今回も臨時議会を開いて提案するかどうかということを非常に迷ったわけです。しかしどうですね、皆がこのことについては、この1億2,000万の予算については反対する政党がございません。皆、賛成だとおっしゃって、ただ定額給付金について今非常にもめているということなん

ですが、一応これは通るものということで、県自体もですね、奄美もまた各市町村ですね、すでに臨時議会をとて、私どもは念には念を入れてということでやって、今までもあったんですが、できるだけ早くやってですね、計画・設計は即発注できる態勢に全部整えてございます。1日も早くやりますので、御理解いただきたいと思います。

○7番（坂元克英君） 国会の第2次補正も通ってないのに、あれっというような考えもあったものですから、じゃあ発注はということをここに来て書いたんですよ。どうか一つ早めに一つお願ひいたします。臨時会がまた通るようにお祈りをしましょう。ありがとうございました。

○議長（町田末吉君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第6号）を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 平成20年度与論町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

## 日程第5 議案第3号 業務委託変更契約について（与論町地域インターネット基盤施設整備事業）

○議長（町田末吉君） 日程第5、議案第3号 業務委託変更契約について（与論町地域インターネット基盤施設整備事業）を、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南政吾君） 議案第3号 業務委託変更契約について（与論町地域インターネット基盤施設整備事業）について、提案理由を申し上げます。本事業は、役場と出先機関・学校・各自治公民館等40箇所を光ファイバケーブルで結ぶ高速ネットワークを構築し、地域住民が集う主要施設などに端末を設置して、行政と地域住民とのコミュニケーションを図る目的として3月19日完成を目指して整備を進めているところです。今回、光ファイバケーブル敷設のルート選定精査により当初28.9kmの敷設計画から2.2km減の26.7kmに変更となり、当初契約1億5,508万5,0

00円から変更契約1億5, 314万500円となり、194万2, 500円減額の変更契約としたいので、御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） この内容についてお尋ねしたいんですけど、このインターネット基盤施設整備事業にかかわる、いわゆる基盤整備にかかわるというふうになっているんですけど、この資料の最後の超高速インターネット光ファイバー加入申込み推進集というものが手元にきているんですけど、町長さん手元に届いてますか。課長は。これ配布されてるんですけど、資料請求の中で。町内40箇所の公共施設に対する敷設工事ということで考えた場合、この40箇所の中に架けるいわゆる引込線及びその中におけるCPUとか、いわゆる加入者端末装置とかありますけど、その分は今回のNTTさんの分には入ってないんでしょうか。入ってるんでしょうか。今回の公共施設の40箇所分の件です。引込線から。変更じゃなくて。引込みの工事費の中にこれは入ってるかということなんです。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 各施設への引込みかという質問かと思いますが、それでよろしいですか。はい、入っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 中のいわゆる端末機とかその辺もですか。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 端末まで全部入っております。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは来年度予定されている、いわゆる次の事業への一つの取り掛かりという形でこれをのせたという面があるわけですが、来年の分にお聞きしたら、ちょっと絡んでくるわけなので、ちょっとお尋ねしたいんですけど、この工事を敷設するに当たり、電柱を立てて、その電柱の敷地料を町が払うという形で町から同意書が求められてきたということでですね、そういう町民からの電話が入ってるんですけど、いわゆる敷設をするに当たり、今後この委託料以外に町が負担するようなコスト・経費があるのか、先の議会で700万の年間の委託契約というのがあるということをお聞きしたんですけど、今回私が資料請求した中にこのことも入れたんですけど、このことについての資料はなかったんですよ。それで、この敷設をしたけど、この敷設を基盤整備したんだけど、これに係る土地代だと、後の維持管理に係るコストを町が負担する分が別にありますかということです。翌年度以降ですね。

○議長（町田末吉君） 総務企画課長。

○総務企画課長（元井勝彦君） 先に申し上げました720万につきましては、まだ正式に見積り等をとって契約はしませんので、今後、入札の段階におきまして、もっと落ちるものというふうに思っています。もう一点ありました件につきましてですが、自営柱が今回98本となっておりますけども、これは1箇所当たり500円で地主の方にはお願いを申し上げております。また、この外ですね、九電につきましては、添

架料と申しまして、その電柱に光を引くときに九電とNTTの電柱も使わせてもらつておりますので、それにつきましては1,300円、年間ですね、掛かっております。それからNTTにつきましては1,200円ですけども、これはIRUの契約でNTTにつきましては、その回線を貸すということでございますので、それは相殺できるものと思っておりまして、今必ず必要なものはNTTとそれから自営柱の500円の分でございます。ちなみに九電につきましては、242本であります。31万4,600円となっております。以上でございます。

○議長（町田末吉君） 5番。

○5番（喜山康三君） 前の議会の方でも詳しく説明を求めるべきだったと反省はしてるんですけど、私たちとしては執行部からこういう説明がない限りですね、ただその後にですね、新たなこういう別の負担があるということは私も考えられなかつたので、飽くまでも敷設した設備は与論町のものだから、それを九電さんの電柱を使つたりNTTさんの電柱を使つたり、あるいは与論町の個人の土地に電柱を立ててもらってその敷地料を払つて立てさせてもらつてるという話は、できればですね、こういう業務内容について新たな与論町民の負担がある場合はやっぱり説明をしていただきたかったというのが実はあるんですよ。それで欲を言えば何ですか、国と町がそれなりに負担して、これだけの設備を投資して、ある意味ではNTTさんにはほとんどリスクはないわけですよね、そして儲けだけを持っていくと、言葉が適切かどうか分かりませんけど、少なくともNTTさんの電柱料というのは無償で提供していただくのが筋じやないかと、私は道義的にもそれは当然要求してもいいんじゃないかと思うんですけど、その辺りについてはいかがですか。再度交渉する段階においてですね、私も総務省の熊本の方に以前電話したことがあるんですけど、まだこの内容がはっきりと確認が取れないもんで、国の担当機関にも問い合わせすべきだなという考えでいるんですよ。やっぱりその辺はですね、与論町民の利益をどう確保するか、この事業においてはほとんど業者さんはリスクを背負つてないんですよ。国と町がほとんどそのリスクを背負つてるので、その辺は業者さんに対してもう少し譲歩してもらうとか、もっと便宜を図らつてする契約だと思うんですけど、町長さん、その辺りについて町長の見解を伺います。

○議長（町田末吉君） 町長。

○町長（南政吾君） その点についてはまだ、はつきり申し上げて考えたことがなかつたんですけども、それはもうずっとやつてある間に出て行く金額になるわけでありまして、できるだけですね、節約ができるように交渉は今後やっていきたいというふうに思つております。

○議長（町田末吉君） 9番。

○9番（野口靖夫君） 私はですね、このまま議論を聞いてますとね、全然噛み合つませんね。我々が全会一致でこの事業を導入するときに承認・可決して執行部にその事業を付託したわけです。そこに今ですよ、今日の予算の案を見てみますとですね、減額補正なんですね、であるならばですよ、今の議論は正しければですよ、当初に賛否両論唱えて、嫌だったら嫌で反対に回つて反対して、私は反対したんだと、こういうことが起きることが予想されるということをやるべきであつて、今になつてですよ、

与論町民が何だかんだ、与論町はそう考えておりませんよ。この間ですね、私はここにおられる議員のある方とですね、一緒に大企業の社長と飲む機会がございました。その機会にですね、その社長が言われたことは、今町長はね、一生懸命与論町に企業を残そうと頑張っておられる。そのためにはね、これからは光ファイバーというものは重要なんだよと。それがなければ我々は来ませんよということを言っておられてですね、非常に先見の明があつて執行部としては頑張ってこられたんだなということ私は思つてですね、私はこの事業を導入する時に前の議会で賛成するに当たつてですね、これは非常に良いことなんだということを気持ちを持って力強く賛成した一人であります。そういうことで今更ですね、なんだか言つて。線を通せばですよ、電柱を立てなければなりませんよ、それは。これは常識なんです常識。私、そういうことならばですよ、もう議長お願いしたいですよ。反対・賛成おられるのだから、採決をしてね、もう議論もしておりますから、賛成だったら賛成、反対だったら反対、そうすればいいじゃないですか。今から新しい事業を導入しろとか、今から新しい予算を立てて提案をしてやろうという問題じゃないわけですよ。もうすでに事業は始まつていて。そしてそれを減額する、それだけのことなんですよ。それをグヂグヂ言つてたらですね、これは本当に自分が今、全会一致で可決したということはどこにいくんですか、それは。今、小泉元総理がですね、やつてゐみたいですよ。予算は賛成してからですよ、関連法案に関しては議場には來ない。全く、そういうこととはあんまり似通つてないかもしませんがね、それと同じようなことなんですよ。めちゃくちゃですよ。だから皆さん、どうぞ一つ議長ですね、もうぼちぼち採決して反対なら反対、賛成なら賛成。お願いしたい。

○議長（町田末吉君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 業務委託変更契約について（与論町地域インターネット基盤施設整備事業）を、採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第3号 業務委託変更契約について（与論町地域インターネット基盤施設整備事業）は、可決されました。

○議長（町田末吉君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第1回与論町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。



閉会 午後4時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長

与論町議会議員

与論町議会議員